

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課）

項 目 名	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の見直し及び延長		
税 目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	<p>円安・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下や新型コロナ禍の中で、中小企業の生産性向上やDXに資する投資をメリハリの効いた形で後押しするための所要の措置を講じ、適用期限を2年間延長する。</p> <p>所得税 租税特別措置法第10条の5の3 租税特別措置法施行令第5条の6の3 租税特別措置法施行規則第5条の11</p> <p>法人税 租税特別措置法第42条の12の4、第52条の2 租税特別措置法施行令第27条の12の4、第30条 租税特別措置法施行規則第20条の9</p>		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	(精査中) 百万円 (▲76,800 百万円) ( ー 百万円)	

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的          中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備やIT化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性          人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。</p> <p>円安・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下や新型コロナウイルス感染症の影響で、中小企業の収益環境は悪化している。生産性を向上させ、賃上げを行い、経済の好循環を進めるためにも、設備投資を促進する必要があるところ、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ設備投資がまだ十分回復していない状況にある。</p> <p>このような状況下において、中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開等を促すため、中小企業の生産性向上やDXに資する投資をメリハリの効いた形で後押しするための所要の措置を講じ特別償却等の税制上の強力な支援を行い、中小企業者等の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。</p>	
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること</p> <p>施策目標5-1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること</p> <p>7. 中小企業及び地域経済の発展</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日）          第2章 新しい資本主義に向けた改革          1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野          (1) 人への投資と分配          (賃上げ・最低賃金)          今年は、ここ数年低下してきた賃上げ率を反転させたが、ウクライナ情勢も相まって物価が上昇している。こうした中、賃上げの流れをサプライチェーン内の適切な分配を通じて中小企業に広げ、全国各地での賃上げ機運の一層の拡大を図る。          このため、中堅・中小企業の活力向上につながる事業再構築・生産性向上等の支援を通じて賃上げの原資となる付加価値の増大を図るとともに、適切な価格転嫁が行われる環境の整備に取り組むほか、抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業からの優先的な政府調達等に取り組み、地域の中小企業も含めた賃上げを推進する。          また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細</p>

		<p>やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が 1000 円以上となることを目指し、引上げに取り組む。</p> <p>(3) 多極化・地域活性化の推進 (中堅・中小企業の活力向上) 地域の経済やコミュニティを支える中堅・中小企業の生産性向上等を推進し、その活力を向上させ、経済の底上げにつなげていく。感染症に加え、デジタル、グリーン等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築や生産性向上の支援、円滑な事業承継やM&amp;Aの支援、伴走支援を行う体制の整備等に取り組む。</p>																																																				
	<p>政策の達成目標</p>	<p>中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の 14 兆円の水準まで回復させること。</p>																																																				
	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 (2 年間)</p>																																																				
	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の 14 兆円の水準まで回復させること。</p>																																																				
	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により設備投資が令和 2 年度に大きく減少。令和 3 年度もほぼ横ばいであり、今後も、円安・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下や新型コロナウイルス感染症の影響で、先行きが不透明な状況。</p>	<p>(兆円)</p> <p><b>設備投資額の推移 (年間)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>大企業 (兆円)</th> <th>中小企業 (兆円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2006</td><td>37.0</td><td>12.9</td></tr> <tr><td>07</td><td>39.0</td><td>14.3</td></tr> <tr><td>08</td><td>37.0</td><td>12.9</td></tr> <tr><td>09</td><td>30.0</td><td>9.1</td></tr> <tr><td>10</td><td>25.0</td><td>9.6</td></tr> <tr><td>11</td><td>25.0</td><td>9.4</td></tr> <tr><td>12</td><td>25.0</td><td>9.2</td></tr> <tr><td>13</td><td>25.0</td><td>9.0</td></tr> <tr><td>14</td><td>26.0</td><td>9.8</td></tr> <tr><td>15</td><td>28.0</td><td>10.7</td></tr> <tr><td>16</td><td>29.0</td><td>11.3</td></tr> <tr><td>17</td><td>30.0</td><td>11.4</td></tr> <tr><td>18</td><td>32.0</td><td>11.2</td></tr> <tr><td>19</td><td>34.0</td><td>11.4</td></tr> <tr><td>20</td><td>33.0</td><td>10.7</td></tr> <tr><td>21</td><td>31.0</td><td>10.8</td></tr> </tbody> </table> <p>資料：財務省「法人企業統計調査年報」 (注)ここでいう大企業とは資本金1000千円以上1億円以下の企業、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。</p>	年	大企業 (兆円)	中小企業 (兆円)	2006	37.0	12.9	07	39.0	14.3	08	37.0	12.9	09	30.0	9.1	10	25.0	9.6	11	25.0	9.4	12	25.0	9.2	13	25.0	9.0	14	26.0	9.8	15	28.0	10.7	16	29.0	11.3	17	30.0	11.4	18	32.0	11.2	19	34.0	11.4	20	33.0	10.7	21	31.0	10.8
年	大企業 (兆円)	中小企業 (兆円)																																																				
2006	37.0	12.9																																																				
07	39.0	14.3																																																				
08	37.0	12.9																																																				
09	30.0	9.1																																																				
10	25.0	9.6																																																				
11	25.0	9.4																																																				
12	25.0	9.2																																																				
13	25.0	9.0																																																				
14	26.0	9.8																																																				
15	28.0	10.7																																																				
16	29.0	11.3																																																				
17	30.0	11.4																																																				
18	32.0	11.2																																																				
19	34.0	11.4																																																				
20	33.0	10.7																																																				
21	31.0	10.8																																																				
<p>有効性</p>	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>(適用期間内における適用件数) 令和 3 年度 23,079 件 令和 4 年度 23,079 件 ※令和 2 年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計</p>																																																				

		<p>要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)</p>	<p>現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。</p> <p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（ファイナンス・リースも含む）に適用を可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされている。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり（令和4年度中小企業庁アンケート調査より）、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。</p>
相当性		<p>当該要望項目以外の税制上の措置</p>	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制がある。</p> <p>中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を支援するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。また、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用（税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できることとされている。</p>
	<p>予算上の措置等の 要求内容 及び金額</p>	<p>—</p>	
	<p>上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係</p>	<p>—</p>	
		<p>要望の措置 の妥当性</p>	<p>本特例措置では、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小企業者等の質の高い投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、器具備品、工具、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされている。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>【適用件数】 平成30年度：26,469件 令和元年度：26,159件 令和2年度：23,079件</p> <p>【減収額】 平成30年度：1,063億円 令和元年度：975億円 令和2年度：768億円</p>
<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>租税特別措置法の条項：第42条の12の4、第68条の15の5 適用件数：（特別償却）15,742件 （税額控除）7,337件 適用額：（特別償却）4,742億円 （税額控除）96億円 ※令和2年度の適用状況</p>
<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>アンケート結果によると、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち半数以上の企業が、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したとしている。</p> <p>令和3年度に中小企業庁が実施した委託調査を活用し、令和4年5月に、細野薫氏、布袋正樹氏、宮川大介氏によって、中小企業向け設備投資税制の因果効果についてのディスカッションペーパーが公表※されている。</p> <p>※公表ページ 独立行政法人経済産業研究所ホームページ ノンテクニカルサマリー「中小企業向け設備投資税制の因果効果」 <a href="https://www.rieti.go.jp/jp/publications/nts/22e048.html">https://www.rieti.go.jp/jp/publications/nts/22e048.html</a></p> <p>同ディスカッションペーパーでは、「2014年度に生産性向上設備に対する租税誘因として導入された税制優遇措置（中小企業投資促進税制の上乗せ措置、2017年度に中小企業経営強化税制に改組）について「制度利用中小企業の設備投資比率の変動を中小企業に比較的資本金規模の近い大企業（資本金1億円超10億円以下）と比較した」ところ、「制度利用開始年度を中心に設備投資比率が比較対象企業に比べて上昇していることが分かる。つまり、制度を利用した中小企業を類似企業と比較した場合には、設備投資優遇税制が設備投資を後押しした効果が確認」されたこと示している。</p> <p>このように、経営強化税制の前身制度において一定の効果が確認されたところであるが、本税制の効果を確認する手法として、今後も、税制利用企業のデータを活用した効果検証の手法の活用を検討する。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>中小企業の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させること。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達している</p>	<p>令和3年度における中小企業者等の設備投資は11兆円（四半期で3兆円）となっている。 設備投資は増加傾向にあったが、令和2年以降新型コロナウイルス感染症の影響により、経済は大きく落ち込み、設備投資も減少した。</p>

	ない場合の理由	新型コロナウイルスの影響から日本経済は回復しつつあるものの、規模や業種により、回復の程度は異なっている。また、円安・資源高等の影響により、中小企業の業況については先行きが不透明な状況もあり、設備投資の動向も不安定な状況にある。
これまでの要望経緯	<p>平成 26 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設 (平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長)</p> <p>平成 29 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設 (適用期間は平成 31 年 3 月末まで)</p> <p>令和元年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長 (適用期間は令和 3 年 3 月末まで)</p> <p>令和 2 年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のために行う設備投資を追加</p> <p>令和 3 年度 修正 ROA 等が一定割合以上向上するための設備投資の追加等を行った上で、延長 (適用期間は令和 5 年 3 月末まで)</p>	